

事 務 連 絡
平成21年4月28日

各都道府県水道行政主管部局 担当者 殿

厚生労働省健康局水道課

新型インフルエンザに対する対応について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

現在、メキシコ、米国等において、ヒトの間で豚インフルエンザウイルス（H1N1亜型）によるインフルエンザが発生しておりますが、昨日、WHOにおいて専門家による緊急委員会が開催された結果、新型インフルエンザについて継続的にヒトからヒトへの感染がみられる状態になったとして、フェーズ4の宣言がなされました。

このことを受けて、本日、政府では、内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ対策本部が設置されたとともに、「新型インフルエンザ対策行動計画」等に則って、国民の生命と健康を守るため万全の対策を講じていくこととされました。

平成21年2月に改定された「新型インフルエンザ対策行動計画」では、社会機能の維持に関わる事業者（医療関係者、公共サービス提供者、食料品等の製造・販売事業者、報道機関等をいう。）については、新型インフルエンザ発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるような対応が求められています。

つきましては、昨日付け事務連絡においてもお願いしたところですが、貴管下の都道府県知事認可の各水道事業者及び各水道用水供給事業者において、社会機能の維持に関わる事業者として、市町村等の担当部局とも連携しつつ、情報連絡体制を整備してWHOや国（首相官邸、内閣官房、厚生労働省、外務省等）のウェブサイト等により新型インフルエンザの人への感染状況等に関する最新の情報収集を行うとともに、引き続き、優先業務の選定、要員の確保及び必要な物資の確保等に関する検討を行うなど、「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」における新型インフルエンザ海外発生期の対応を参考としながら、事業の継続に向けた対応を図るように周知いただきますよう、お願いいたします。

（参考）

○首相官邸（「海外における新型インフルエンザの発生に関する政府の対応状況」のページ）

<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html>

○内閣官房（「新型インフルエンザ対策」のページ（「新型インフルエンザ対策行動計画」等に関する情報が掲載されています。））

<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

○厚生労働省（トップページに豚インフルエンザに関する最新情報が掲載されています。）

<http://www.mhlw.go.jp/>

○厚生労働省健康局水道課（「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」のページ）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/210223-1.html>

○外務省（「海外安全ホームページ」）

<http://www.anzen.mofa.go.jp>

○WHO（“Swine Influenza”のページ）

<http://www.who.int/csr/disease/swineflu/en/index.html>